

高根沢町学校規模適正化基本計画（案）

令和8年 月

高 根 沢 町

目次

第1章 はじめに

- 1-1 計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1-2 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1-3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 現状と課題

- 2-1 児童生徒数の推移と将来予測・・・・・・・・ 2
- 2-2 学校規模の現状・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2-3 学校施設の老朽化の状況・・・・・・・・・・ 5
- 2-4 通学区域の現状と課題・・・・・・・・・・ 6

第3章 基本的な考え方

- 3-1 適正化により目指す教育の考え方・・・・ 7
- 3-2 望ましい学校規模の考え方、統合方針等・・ 11
- 3-3 学校施設の老朽化対策への考え方・・・・ 12
- 3-4 通学に関する基本的な考え方・・・・・・ 12

第4章 統合に向けた具体的な取組

- 4-1 小規模小学校4校の統合方法・・・・・・・・ 13
- 4-2 段階的な統合方法によるメリット・・・・ 14
- 4-3 統合時期の検討・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 4-4 統合までの準備プロセス・・・・・・・・・・ 16

第5章 今後のスケジュール

- 5-1 基本計画の周知と推進・・・・・・・・・・・・ 18
- 5-2 統合第1段階までのスケジュール・・・・ 18
- 5-3 統合第2段階・・・・・・・・・・・・・・ 18

【参考資料】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 参考資料1

第1章 はじめに

1-1 計画の趣旨

本計画は、高根沢町の子どもたちにとって、より良い教育環境の充実を図るため、高根沢町学校規模適正化検討委員会からの答申内容を踏まえ、本町における「望ましい学校規模の考え方」、「統合・再編等の基本的な考え方」について、公聴会時の意見、学校施設の規模や老朽化等の現状を総合的に勘案し、学校規模適正化の基本計画を策定するものです。

1-2 計画の目的

本計画は、児童生徒数の減少に伴い、学校の小規模化が進行している中で、子どもたちにとってよりよい教育環境の整備を進めていくために、学校規模の適正化を行い、より良い教育環境を創出し、学校教育の質の向上を図ることを目的とします。

1-3 計画の期間

計画の期間については、令和8年度から令和17年度までの10年間を統合第1段階とし、学校規模の適正化を計画的に推進します。併せて、統合第2段階（予定：令和18年度から令和27年度までの10年間）に向けた検討を進めていきます。

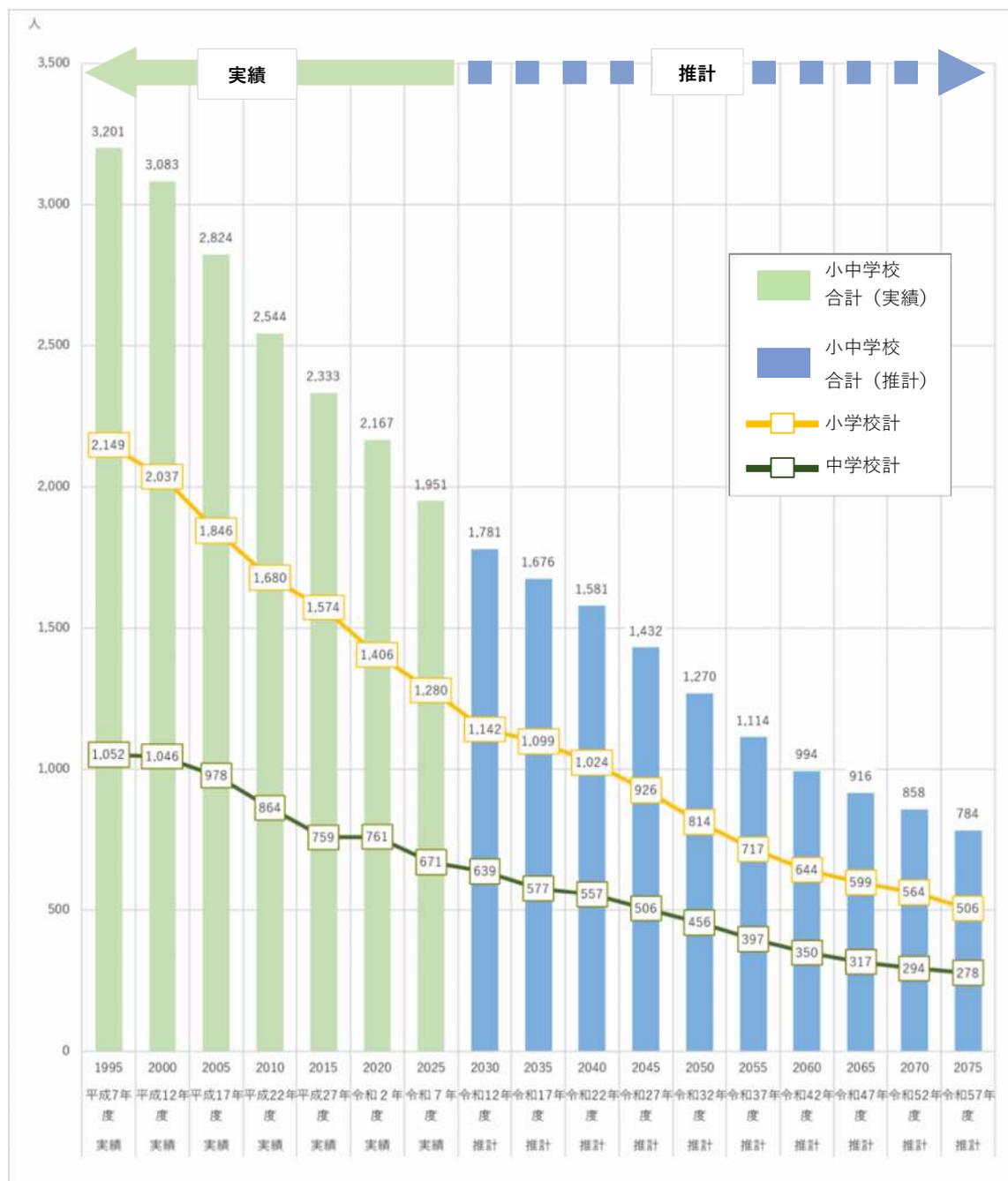
また、将来の児童生徒数の動向や社会情勢の変化、計画の進捗状況等を踏まえながら、必要に応じて見直しを行います。

第2章 現状と課題

2-1 児童生徒数の推移と将来予測

本町の児童生徒数は、令和7年度の1,951人から令和57年度には約1,114人に減少する見通しです（約43%減）。小学校については、令和7年度の1,280人から令和57年度には506人程度に減少すると予測されています（約60%減）。中学校についても、令和7年度の671人から令和57年度には397人程度に減少する見通しです（約41%減）。

【平成7年度～令和57年度までの長期推計】



(令和7年時点の人口推計に基づく長期推計)

2-2 学校規模の現状

現在、町内には小学校6校（阿久津小、中央小、東小、上高根沢小、北小、西小）、中学校2校（阿久津中、北高根沢中）の計8校が設置されています。

このうち、阿久津小と西小は、学級数・児童数について、適正規模校となっていますが、中央小（123人）、東小（75人）、上高根沢小（72人）、北小（96人）の4校は小規模校となっています。上高根沢小では、平成22年度に複式学級となったことを契機に小規模特認校制度を導入し、複式学級の解消に取り組んでまいりましたが、令和3年度に再び複式学級化するなど、児童数が漸減する状況が続いています。

【令和8年度～13年度の短期推計（小学校）】

年度	阿小		中央小		東小		上高小				北小		西小		小学校合計		R7年度を 100%とした 場合の割合
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	内訳		児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	
							学区外	学区内									
R7	483	17	123	6	75	6	25	47	72	6	96	6	431	14	1,280	55	100%
R8	478	17	121	6	79	6	26	54	80	6	89	6	419	14	1,266	55	99%
R9	459	17	119	6	78	6	21	53	74	6	85	6	418	14	1,233	55	96%
R10	469	17	117	6	75	6	24	49	73	6	81	6	404	13	1,219	54	95%
R11	473	17	110	6	65	6	18	50	68	6	85	6	414	13	1,215	54	95%
R12	471	17	107	6	71	6	22	44	66	6	80	6	387	12	1,182	53	92%
R13	487	17	107	6	62	6	24	43	67	6	79	6	387	12	1,189	53	93%

※令和7年度はR7.5.1時点の児童生徒数

(R7時点の学区別出生実数による短期推計)

【町内小学校の学校規模】

区分	過小規模校	小規模校			適正規模校
学級数	1～5学級 複式学級	6学級 1学年1学級	7～8学級 1学年1～2学級	9～11学級 1学年1～2学級	12～18学級 1学年2～3学級
学校規模	複式学級が生 じる規模	全学年でクラス替 えができない規模	ほとんどの学年で クラス替えができ ない規模	一部の学年でクラ ス替えができない 規模	全学年でクラス替 えができる規模
該当校		中央小、東小 北小、上高根沢小			阿久津小、西小
対応目安	学校統廃合により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。	教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め、今後の教育環境の在り方を検討する必要がある。	教育上の課題を整理した上で、今後の教育環境の在り方を検討する必要がある。		

※国の手引きにおける標準規模の対応目安

2-3 学校施設の老朽化の状況

小学校6校のうち、校舎棟の築年数が最も古いものは中央小で築48年が経過しており、次いで上高根沢小が築43年となっており、老朽化が進んでいます。また、北小の特別教室棟についても築45年が経過しています。これらの学校では、施設の老朽化に伴う修繕・改修費用の増大や、教育環境の快適性の低下が懸念されています。

一方で、東小は平成30年に新校舎が竣工し、北高根沢中学校との施設併設型の小中一貫校として整備され、町内の小学校では最も新しい施設となっています。このように、町内の学校施設には老朽化が進んでいる学校と比較的築年数の浅い学校があります。今後の施設整備においては、学校規模の適正化に合わせ、充実した教育環境の整備と老朽化対策を一体的に検討していくことが求められます。

【学校施設の老朽化の状況】

No.	学校名・施設名等	構造階	建築年	築年数	耐震改修	大規模改修	
1	阿久津小学校	管理・教室棟(校舎)	RC2	H26.3	11.4年		
		屋内運動場	S2	S54.12	45.6年	H22.1	
2	中央小学校	管理棟(南校舎)	RC3	S52.3	48.4年	H18.9	H25.11
		教室棟(北校舎)	RC3	S52.3	48.4年	H18.9	H25.11
		屋内運動場	S2	S53.9	46.9年	H21.10	
3	東小学校	管理・教室棟(校舎)	RC2	H30.7	7.0年		
4	上高根沢小学校	管理・教室棟(校舎)	RC3	S57.3	43.4年		H26.10
		屋内運動場	S2	S52.9	47.9年	H21.10	
5	北小学校	管理・特別教室棟	W2	H19.3	18.4年		
		特別教室棟	RC3	S55.3	45.4年	H19.9	
		屋内運動場	S2	S55.9	44.9年	H22.10	
6	西小学校	管理・教室棟(校舎)	RC3	H6.1	31.5年		R2.12
		屋内運動場	S1	H6.2	31.4年		
7	阿久津中学校	校舎棟	RC4	S59.7	41.0年		
		特別教室棟	S1	S46.9	53.9年	H25.9	
		特別教室棟Ⅱ	S2	H16.10	20.8年		
		屋内運動場(旧)	S2	S40.12	59.6年	H23.12	
		屋内運動場(新)	S2	H2.8	34.9年		
8	北高根沢中学校	校舎棟	RC3	S55.6	45.1年	H19.10	H30.2
		特別教室棟(南)	RC2	S55.10	44.8年		H30.2
		特別教室棟(北)	RC3	H4.2	33.4年		H30.2
		屋内運動場	S1	H1.2	36.4年		R5.1
9	学校給食センター	S2	H14.3	23.4年			

※網掛けは校舎棟（令和7年7月現在）

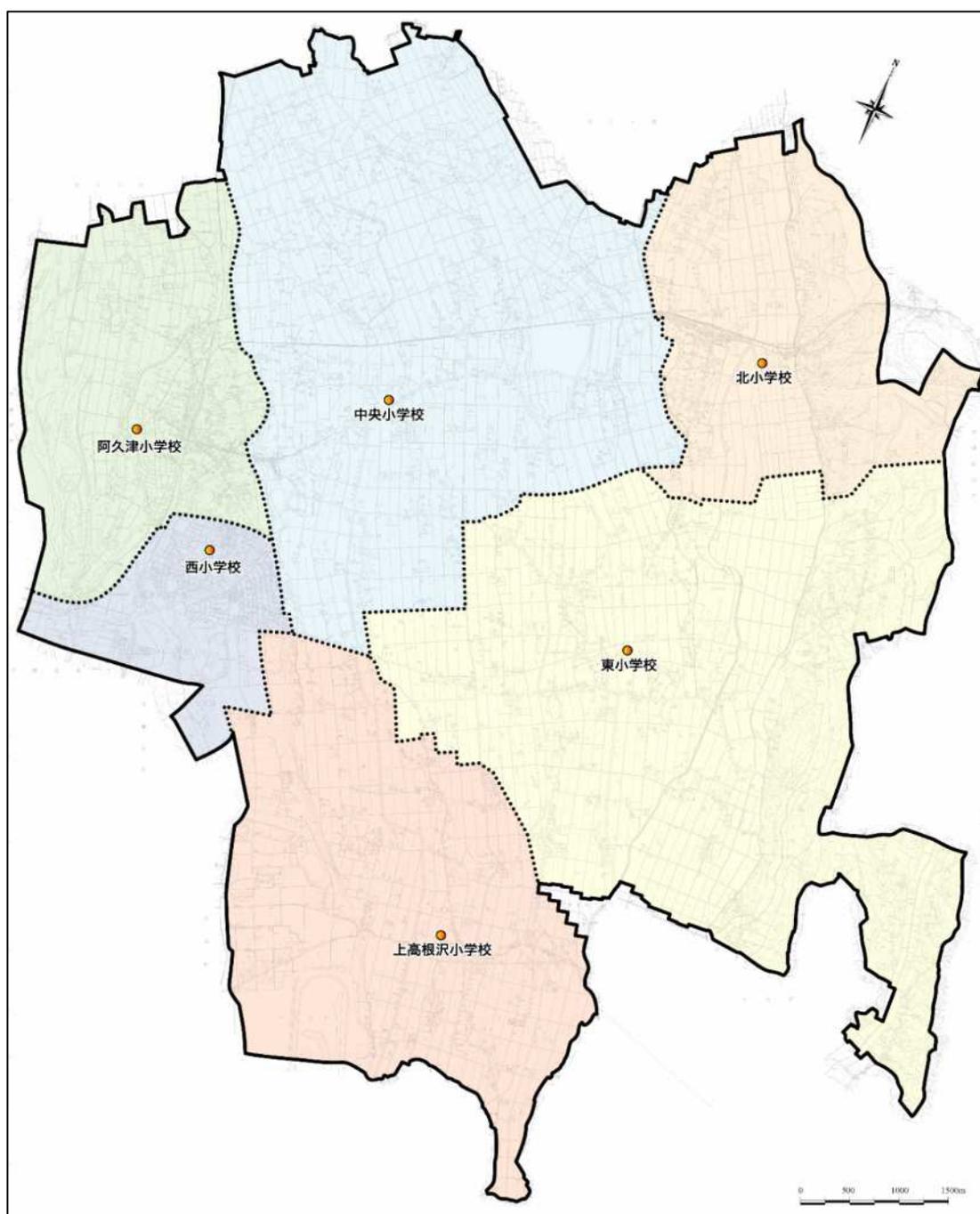
※赤字は校舎棟のうち、築40年以上経過した施設

2-4 通学区域の現状と課題

阿久津小、北小、西小では一部で半径2km圏超、上高根沢小は半径約3km圏、中央小は一部で半径3km超、東小は一部で半径4km圏超の通学区域が定められています。

中央小の通学区域については、石末・大谷地区が阿久津中学校区、花岡・西高谷地区が北高根沢中学校区にそれぞれ指定されており、中学校の通学区域が二つに分かれています。その結果として、小学校卒業後に児童が進学先の中学校で二つの学区に分散することになり、小中学校間の一貫した指導体制や学級・学年集団としての連続性の確保に課題が生じています。

【小学校の通学区域】



第3章 基本的な考え方

3-1 適正化により目指す教育の考え方

(1) 適正化により目指す教育の考え方

目指す教育

「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育」

目指す子ども像

「夢と志を持って他者と協働しながら未来へ挑戦していく子ども」

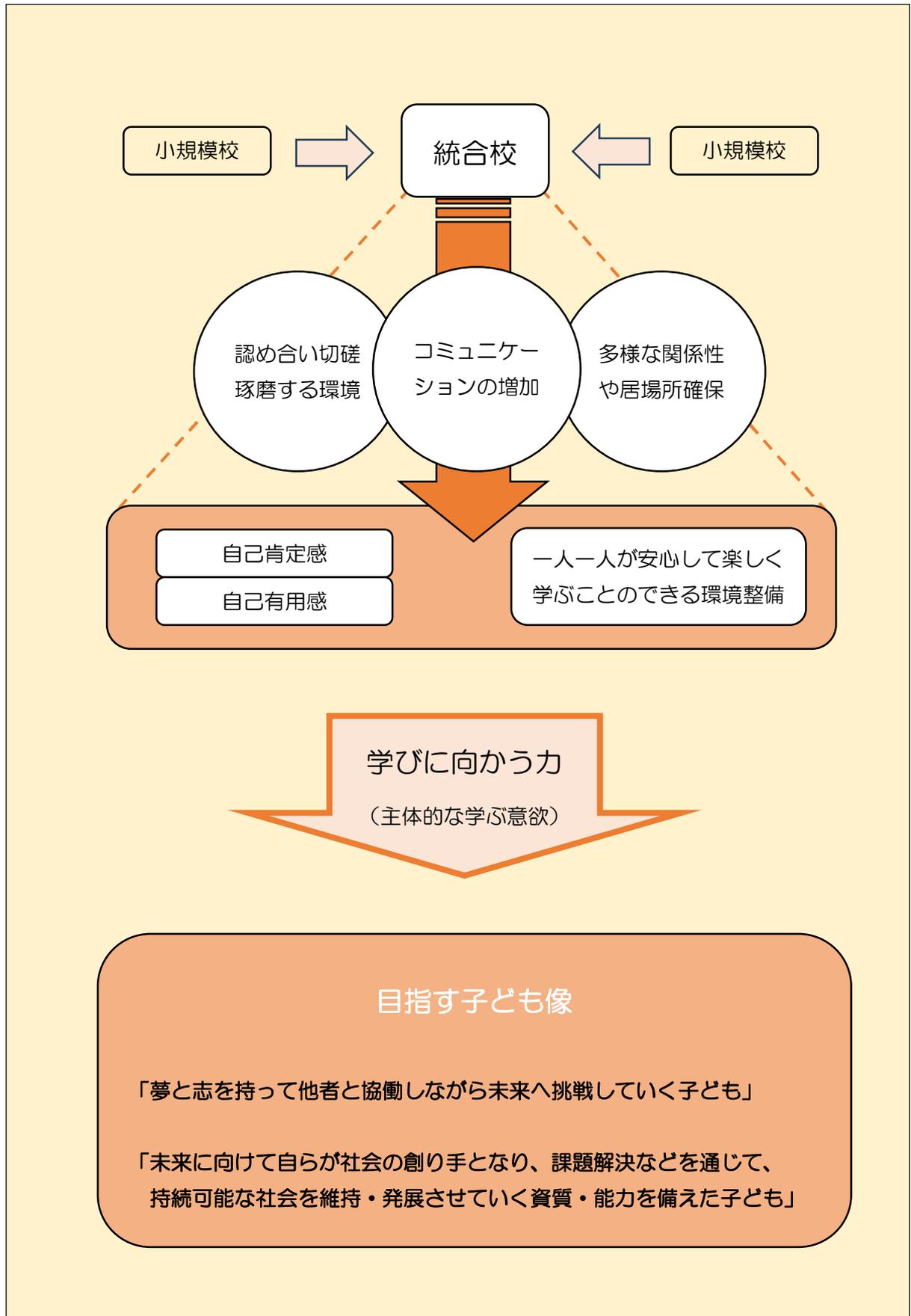
「未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく資質・能力を備えた子ども」

町では、高根沢町教育大綱・教育振興基本計画の中で、「将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく資質・能力」を備えた子どもたちの育成」を掲げています。

そのためには、子どもたちが夢と志を持って挑戦し、多様な人々と互いに認め合い、協働して社会変化を乗り越えていくための原動力となる「学びに向かう力」、換言すれば「主体的な学ぶ意欲」が重要です。

このような「主体的に学習に向かう態度」の源泉となる、内発的動機付けや意識の醸成のためには、子どもたち一人一人が、自分のよさに気づき、自信をもって前向きに挑戦するための「自己肯定感」や、自分が他者に認められ社会に必要とされていると感じることで、自尊感情を高めるとともに他者を尊重し、協同して課題解決に向かうための「自己有用感」を育んでいく必要があります。

また、高根沢町教育大綱・教育振興基本計画の教育行政の基本方針の中では、「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育」を掲げており、そのためには「様々な課題を抱える子どもたちが等しく安心して楽しく学ぶことのできる環境」の整備が重要だと考えています。



現在の高根沢町の小規模小学校では、入学から卒業までの6年間、同じ子どもたちが同じ学級で学校生活を送るため、子どもたち同士が親密な関係になったり、お互いをより深く理解し合ったりできる良い点がある一方で、より多くの考えや意見にふれる機会が限られたり、人間関係が固定化したりする現状があります。

例えば、友人同士でトラブルになった場合などに、解決に至るまでの選択肢が限られてしまうなどの弊害も生じています。

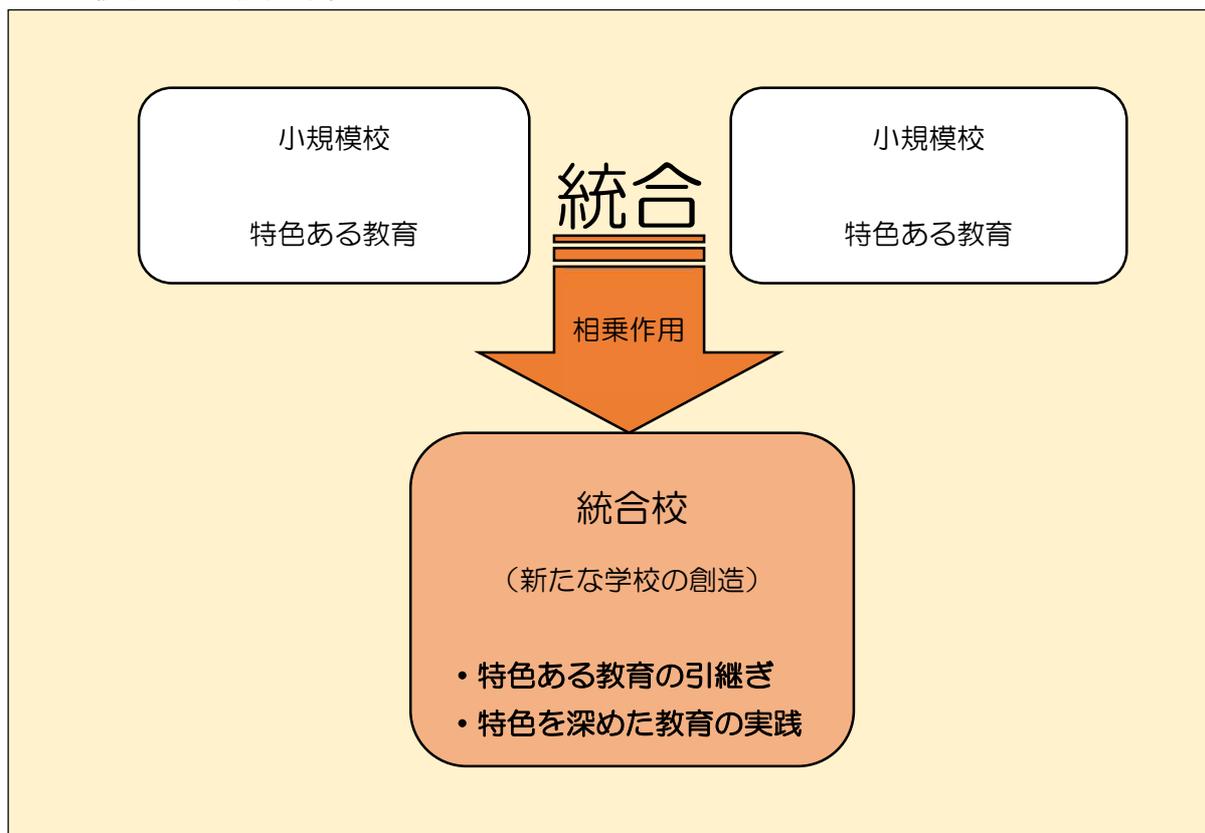
学校規模適正化により、小規模小学校の統合を図ることで、より多くの様々な子どもたちがふれあう機会を作り出し、子どもたち同士のコミュニケーションや関わりが増えることで、よりよい友人関係や学校生活が構築できます。

その中で、自分のよさに気づき、一人一人が認め合う環境を作り出すことを通して「自己肯定感」が高まります。また、子どもたち同士が多くの考えを学び合い、自他を尊重し、それぞれが社会に必要とされる環境を作り出すことを通して「自己有用感」も高めていくことができます。

これにより、「夢と志を持って他者と協働しながら未来へ挑戦していく子どもたち」を育成していきたいと考えています。

また、小規模小学校の統合を図ることで、多様な関係性による生活場面を作ることにより、子どもたち同士の人間関係の固定化を防いだり、子どもたち自身が様々な輝ける場所を確保したりと、子どもたち一人一人がのびのびと安心して楽しく学校生活を送れる環境を提供することができます。これにより、子どもたちのいじめや不登校などの未然防止にもつなげていくことができます。

(2) 統合による教育効果



現在、高根沢町の小学校では、それぞれに特色ある教育活動を実践しています。特に上高根沢小学校においては、小規模特認校制度を実施する学校として、地域と連携した自然体験や農業体験、外国語活動の充実などの教育活動を実践しています。

小学校が統合するときには、統合により「これまでの小学校がなくなってしまう」「これまでの特色ある教育が失われてしまう」という考え方ではなく、統合により「新たな学校が創出され、それぞれの学校の特色が引き継がれることで、その相乗作用によって、より特色を深めた学校が誕生する」という考え方に基づいて、新たな学校の教育を検討協議し、これまで各小学校で培われた“特色ある教育のよさ”を、新たな学校に引き継いでいく学校運営を目指していきます。

3-3 学校施設の老朽化対策の考え方

今後、少子化に伴う児童生徒数の減少だけでなく、町全体の人口高齢化が進む中で、教育施設等をこれまでと同様の手法で整備していくことは次第に困難な状況となることが予測されます。

また、教育施設の在り方や管理運用手法の仕組み等とコスト縮減により、町民ニーズを満たすことのできる教育施設の確保に向けた取組を進めることが重要です。

本町の児童生徒数が減少傾向にあることを考慮し、学校施設の老朽化への対策については、全ての学校施設の長寿命化等の改修の実施ではなく、学校の統合、再編等を踏まえた施設整備が必要であると考えられます。

そのため、既存校舎を活用した統合に向けた学校環境の施設整備、学校施設のバリアフリー化や体育館へのエアコン設置等、より良い教育環境の整備により、学習施設の環境改善に努めます。

3-4 通学に関する基本的な考え方

学校の統合、再編に伴い、通学距離が遠くなる児童生徒については、通学の安全と身体的負担の軽減を図る観点からスクールバス等による通学支援を計画的に実施します。

通学手段の確保は、教育を受ける機会均等の観点からも重要であり、安心して通学できる環境を維持することを基本とします。

現在も、町内全ての小学校においてスクールバス等を運行し、一定距離以上の通学児童を対象に通学支援を行っているところであり、今後もこの取組を継続するとともに、学校の再編状況や児童生徒数、通学ルート安全性などを踏まえながら、運行ルートや便数、乗降場所の見直し・充実を図り、通学環境の一層の充実に努めます。

第4章 統合に向けた具体的な取組

4-1 小規模小学校4校の統合方法

小規模小学校4校（中央小、東小、上高根沢小、北小）の統合は、段階的に進め、児童生徒の教育環境の質を維持・向上させるとともに、施設の老朽化対策や規模の適正化を図ります。

【統合第1段階】

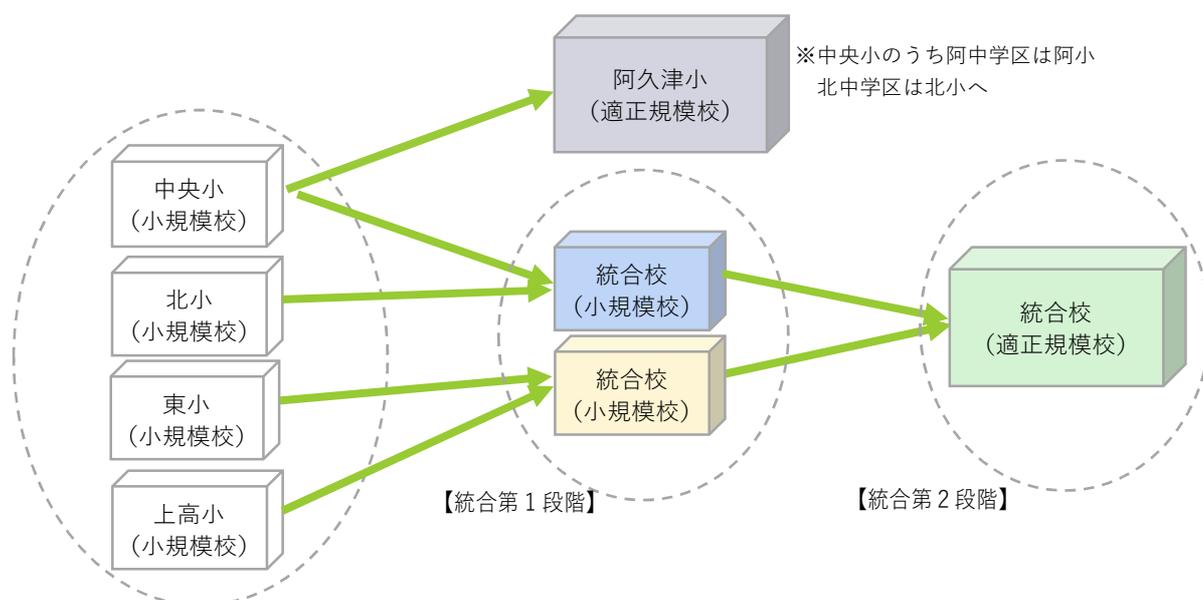
- ・小規模校4校を2校に統合します。
- ・校舎は、北小と東小の既存施設を活用し、通学距離の増加や通学支援の必要性にも対応します。
- ・中央小学校の児童のうち、阿久津中学区の児童は阿久津小学校に、北高根沢中学区の児童は北小学校にそれぞれ移動します。
- ・上高根沢小学校と東小学校を統合します。

【統合第2段階】

- ・第1段階で統合された統合校2校を、さらに1校に統合します。

統合により、教育活動の多様性や集団活動の充実が図られ、児童生徒一人ひとりが多様な意見に触れ、認め合い、協力し合う学びの環境が整います。また、教員配置の最適化や施設の有効活用により、教育の質の向上と運営の効率化が期待できます。

このように、段階的な統合により、教育の質の向上、施設の有効活用、通学支援の充実を図るとともに、児童生徒や保護者、地域住民の理解と協力を得ながら、持続可能な学校教育環境の実現を目指します。



4-2 段階的な統合方法によるメリット

- 4校から2校、2校から1校への段階的な統合により、児童の環境変化への適応を考慮できること。
- 既存校舎を活用することで、新たな施設整備の必要性を最小限に抑制できること。
- 中央小学校の中学校区が分かれている課題が解消されること。
- 小規模校の課題（複式学級の可能性等）を段階的に解消できること。

【学区概略図：統合第1段階】



【小規模小学校4校を2校に統合した場合の児童数・学級数の推計】

年度	阿小		中央小・北小		東小・上高小		西小		小学校合計	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数合計	学級数合計
R 10	552	19	117	6	144	6	406	13	1,219	44
R 11	552	19	120	6	125	6	418	14	1,215	45
R 12	551	19	113	6	125	6	393	13	1,182	44
R 13	571	19	110	6	113	6	395	13	1,189	44

(短期推計による試算)

4-3 統合時期の検討

【統合第1段階】の時期について

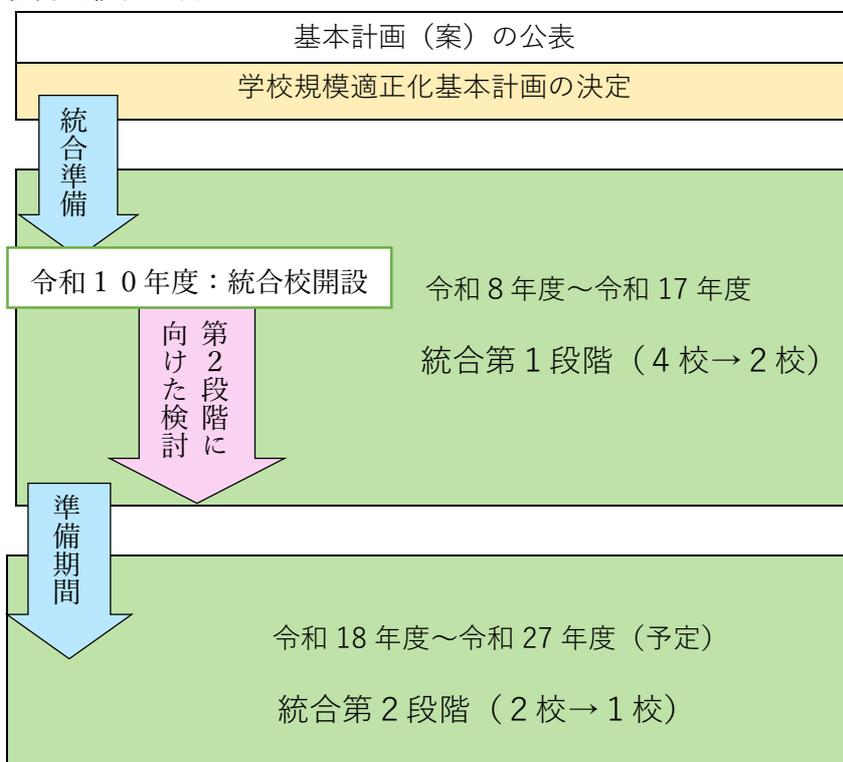
令和8年度から令和17年度を統合第1段階とし、基本計画の策定後、当該計画に基づいた統合準備を着実に進めます。円滑な統合を実現するためには、統合する両方の学校の関係者が「統合準備委員会（仮称）」などの調整組織を設け、学校運営やPTA等の保護者組織、通学支援、地域連携など多面的な調整や準備を進める必要があります。このプロセスには、少なくとも2か年程度の期間を要すると見込まれますので、令和10年度の開設を目指します。

また、他の小学校に転学することになる児童の負担や影響、特に上高根沢小の小規模特認校制度を利用している児童が統合後に転学することによる心理的・生活面への影響を十分に考慮する必要があります。保護者や地域住民の理解と協力を得ながら、児童生徒一人ひとりの学びと生活の継続性を確保することが重要です。

【統合第2段階】の時期について

令和18年度から令和27年度を統合第2段階とし、統合により児童が転校することの負担を最小限に抑える観点から、第1段階の統合後、統合した小学校の1年生が卒業する6年後以降に実施することが適当です。これにより、同じ児童が2回転校することを避け、教育環境の安定と児童生徒の安心・安全を確保できます。

■統合時期の検討（統合の流れ）



※統合第2段階の時期は「第2段階に向けた検討」により前後します。

4-4 統合までの準備プロセス

新たに統合校を運営していくに当たっての準備段階としては、児童や保護者の不安を払拭するため、新しい学校の「学校名」や「校歌」をどうするかといったことから、PTAや育成会等の組織体制や運営をどのようにしていくか、これからの教育の在り方をどのようにしていくかなど、様々な点について、関係者が協議検討していく必要があります。

そのため、関係代表者による準備検討組織を立ち上げて、協議検討を進めていく予定です。まずは、関係者共通の学校全体に係る課題を協議し、その後、分野ごとに関係者による部会に分かれて、細かな課題について協議を進めていくイメージです。

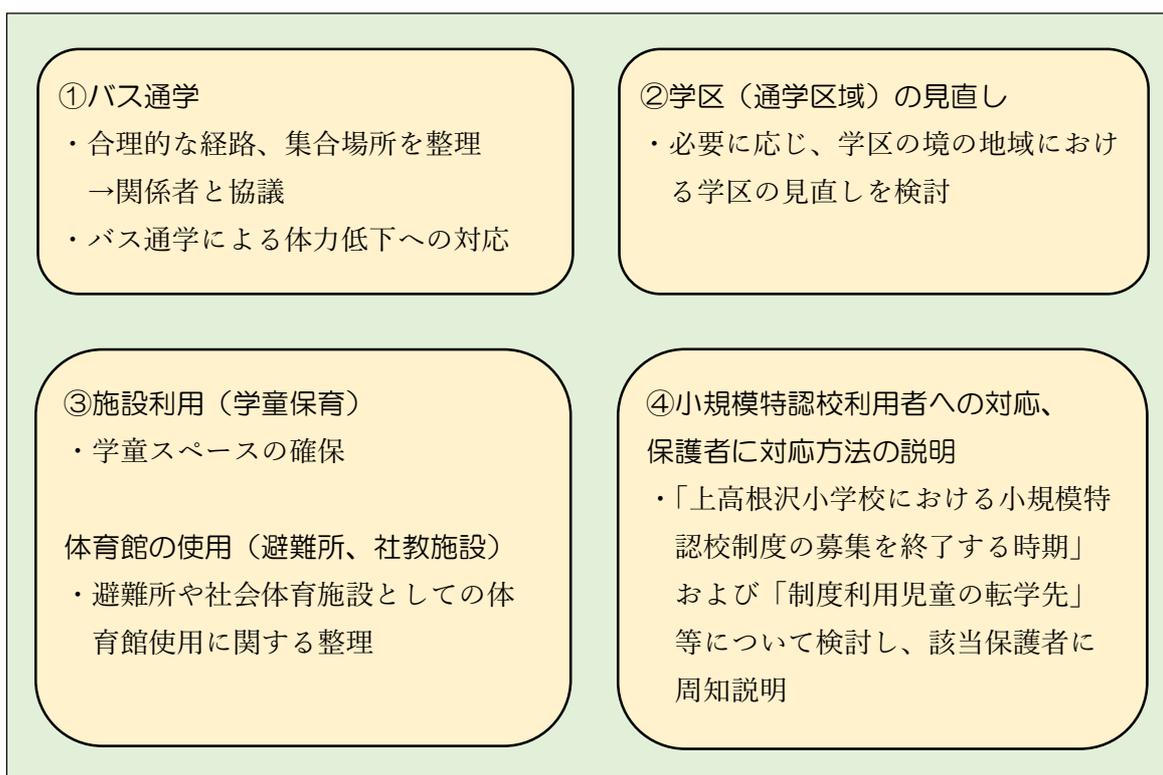
■統合準備のスケジュール

年度	月	内 容
令和8年度	7	準備検討組織の設置
	8	
	9	
	10	<ul style="list-style-type: none"> ・全体検討 【学校名、校歌等】 【教育の在り方等】
	11	
	12	
	1	
	2	
	3	
令和9年度	4	<ul style="list-style-type: none"> ・各分野（各部会）の検討 【PTA、育成会等】
	5	
	6	
	7	
	8	
	9	
	10	<ul style="list-style-type: none"> ・条例改正 ・予算要求
	11	
	12	
	1	
	2	
	3	
令和10年度	4	統合校の開設
	5	
	6	
	7	

検討に当たっては、新しい学校づくりを子どもたち自身が主体的に考えられるよう、統合によってどのような学校にしたいか、子どもたちの意見を聴取していくことも検討していきます。

また、統合により環境が大きく変わることになる児童本人への心のケアとして、統合前に子どもたち同士が交流する機会を設けることや、保護者同士の交流機会を作ることも協議していきます。そのほか、統合校の教員も新たな学校づくりに参画し、これからの教育実践について準備を進めていきます。

■町としての準備検討事項



町としても、通学にあたってのバス通学方法の検討や、学童保育のスペースをどのようにして確保していくかなど、様々な検討が必要になってきます。

バス通学については、対象となる児童や地域が増えることとなりますので、合理的な経路や集合地点を検討し、対象者全員が適切にバス通学を利用できるようにしていく必要があります。そのため、一旦バス通学に係る計画案を町で策定した後に、その案について関係者と協議していくことになる想定しています。

また、学区の境の地域における通学区域の再編や見直しについても、今回の統合に合わせ、必要に応じて、町として整理していく考えです。

学童保育のスペースの問題や、体育館の避難所としての使用、跡地利用の方法についても、担当課と連携して整理していく予定です。

そのほか、上高根沢小学校の小規模特認校制度については、募集を終了する時期等について検討し、統合後に制度利用児童がどの学校に通学していくかについては保護者の意向を踏まえ弾力的に対応できるよう検討していきます。

第5章 統合の全体スケジュール

5-1 基本計画の周知と推進

本計画については、基本計画の公表・説明会・周知を行い、準備検討組織を設置して計画を実行します。保護者・地域への説明会・議会説明・パブリックコメントを通じて合意形成を図り、段階的に実施します。

5-2 統合第1段階までのスケジュール

年度	月	内容
令和7年度	2月	・基本計画（案）の決定：議会全員協議会で説明
	3月	・基本計画（案）のパブリックコメント実施
令和8年度 ～ 令和9年度	4月	・説明会の準備
	5月	・説明会の実施
	6月	・基本計画の確定
	7月	・準備検討組織の設置
令和10年度 ～ 令和17年度		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <ul style="list-style-type: none"> ・基本計画の周知 ・基本計画に基づく統合の推進 ・準備検討組織による検討協議 </div>
		<ul style="list-style-type: none"> ・統合第1段階（4校⇒2校） ・統合第2段階に向けた検討

5-3 統合第2段階

第1段階の統合後、速やかに第2段階の統合に向けた検討を開始します。第2段階の統合時期は令和18年度～令和27年度を予定していますが、答申を踏まえ、小規模校の統合と合わせて中学校の統合についても検討する予定です。

【参考資料】

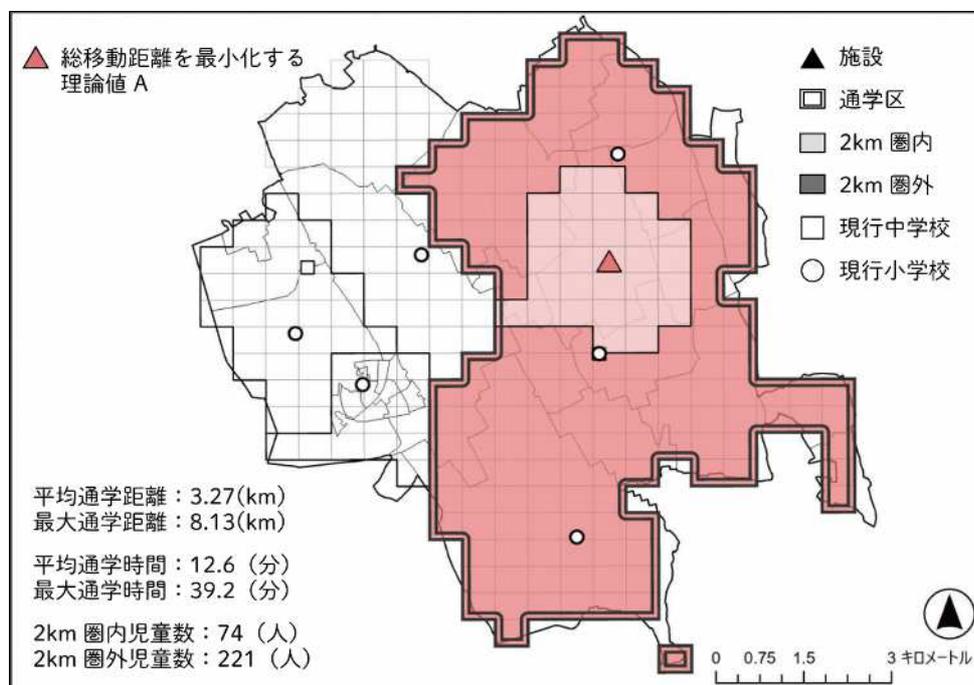
◆宇都宮大学地域デザイン科学部作成の参考資料について

推計児童生徒数については国勢調査データから500mメッシュごとの推計児童生徒数を算定し、通学距離については各500mメッシュの中心点から中心点までの距離をすべて算定して、「総移動距離を最小化する方法」と、「最大移動距離を最小化する方法」の2つの方法で、学校の配置等について分析したものです。「総移動距離を最小化する理論値A」は、みんなが公平になるよう“平均の移動距離を下げる”考え方で、もう1つの「最大移動距離を最小化する理論値B」は、みんなが公平になるよう“遠い距離の子どもの負担・数を減らす”という考え方です。

1 小規模小学校の統合

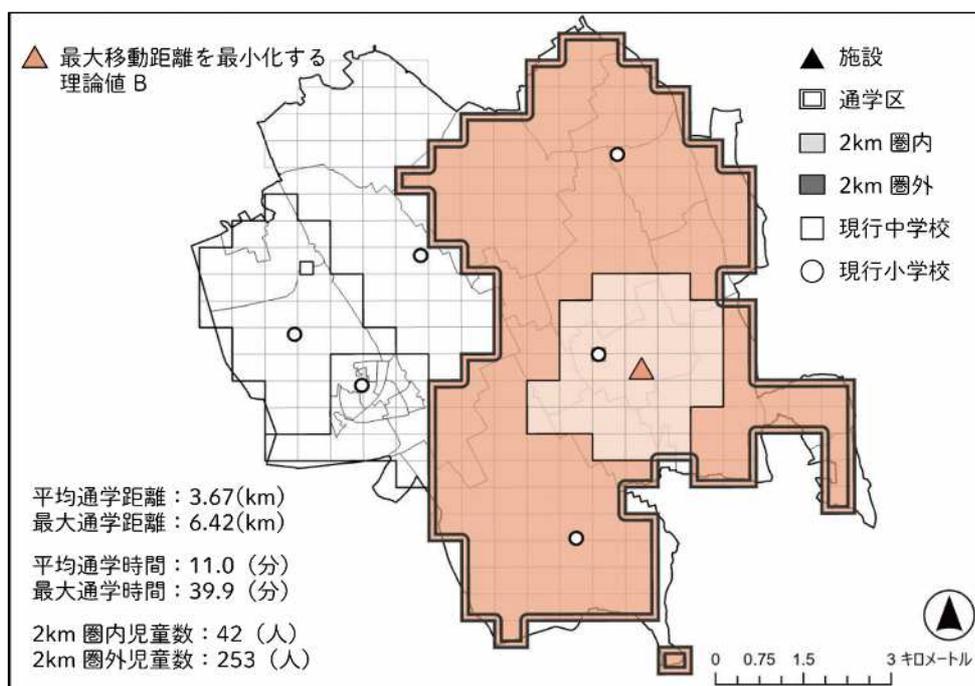
小規模小学校4校を1校に統合する場合の「統合小学校の位置」のシミュレーションを参考に記載します。(2030年：小規模校児童数295人(仮)でのシミュレーション)

■「総移動距離を最小化する理論値A」に統合した場合



※理論値Aの位置は、全員の距離の合計(平均)を下げているため、距離的な中心部分よりも、人口の多い地域に寄っています。

■ 「最大移動距離を最小化する理論値B」に統合した場合

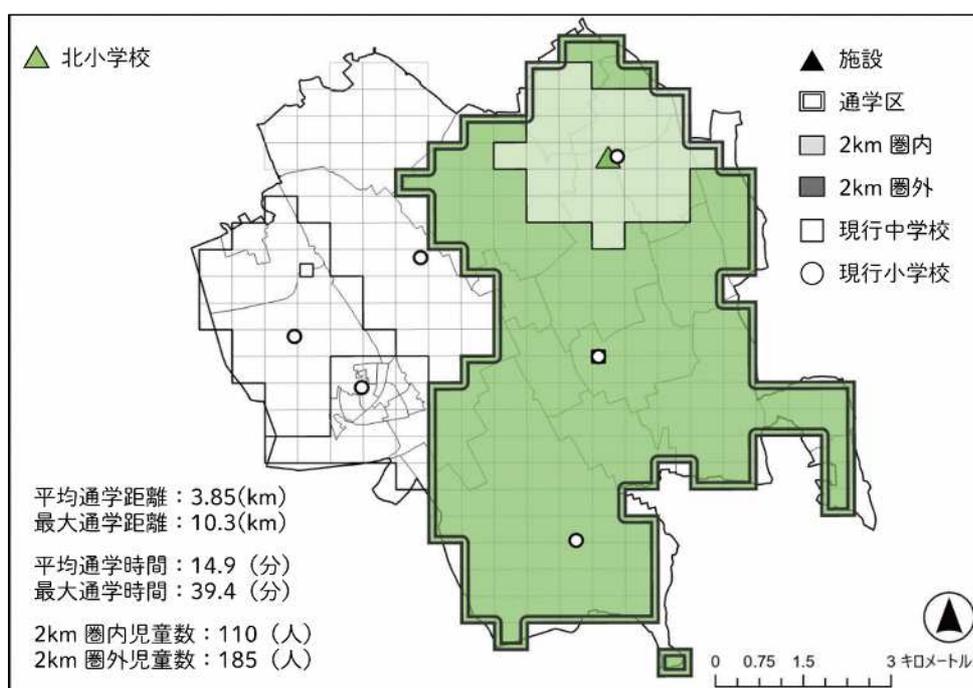


※理論値Bの位置は、距離的な中心部分に近く、東小に近い位置となっています。

『「東小」に統合した場合』も、理論値Bの結果に近い数値が出ると考えられます。

※「東小」の次に校舎棟の建築が新しい「北小」についても、シミュレーションを参考に記載します。

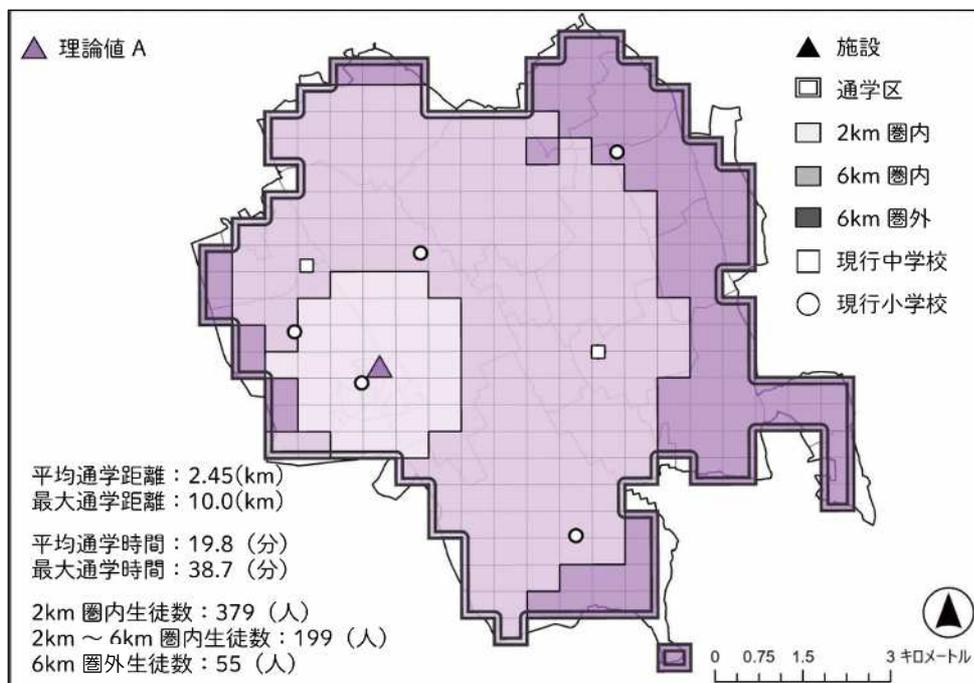
■ 「北小」に統合した場合



2 中学校の統合

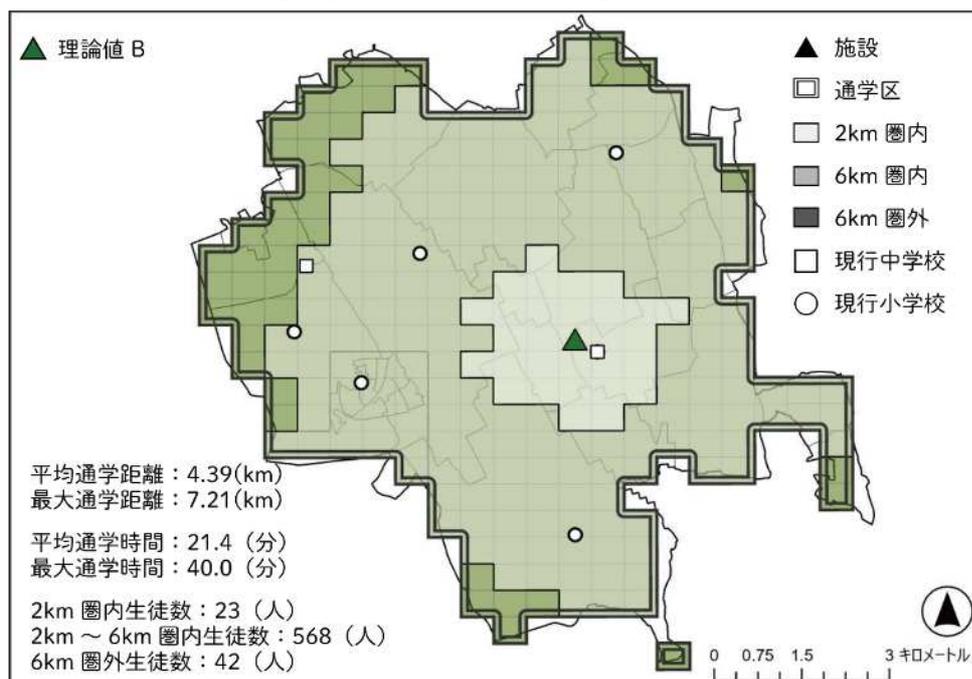
中学校2校を1校に統合する場合の「統合中学校の位置」のシミュレーションを参考に記載します。(2030年：生徒数633人(仮)でのシミュレーション)

■「総移動距離を最小化する理論値A」に中学校を統合した場合

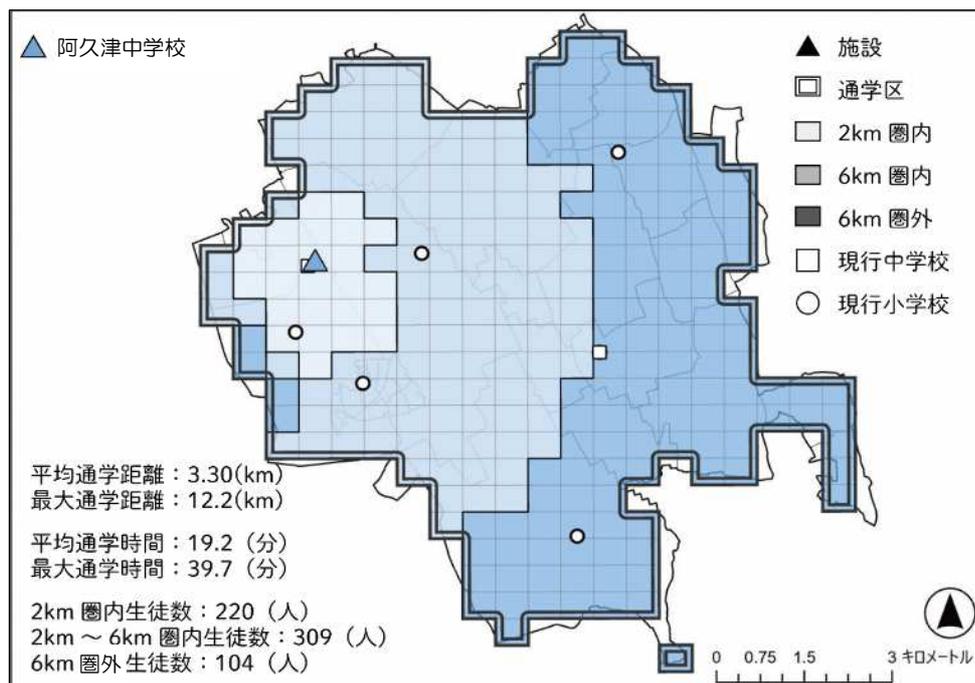


※理論値Aの位置は、全員の距離の合計(平均)を下げているため、距離的な中心部分よりも、人口の多い地域に寄っています。

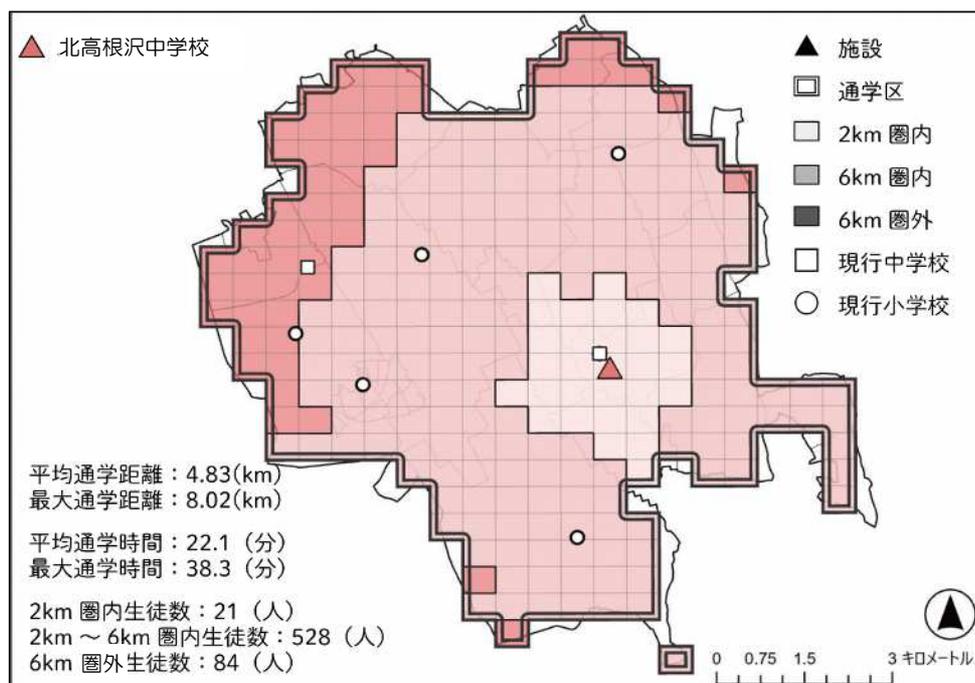
■「最大移動距離を最小化する理論値B」に中学校を統合した場合



■阿久津中学校に中学校を統合した場合



■北高根沢中学校に中学校を統合した場合



3. これまでの検討経過

(1) 検討の開始（令和2年度）

町では、小規模化が特に先行していた上高根沢小学校が平成22年度に複式学級化したことを受けて、平成23年度から上高根沢小学校に小規模特認校制度を導入して児童数の確保に取り組んできましたが、令和2年度に、再び複式学級化したことなどを契機として、学校規模の適正化についての検討を開始しました。

(2) 学校規模適正化の検討の進め方に関する基本方針

検討に当たり、令和2年9月に「学校規模適正化検討の進め方に関する基本方針」を定めました。その中で、①教育的観点、②公共施設の管理の観点、③地域コミュニティの観点の3つの観点を踏まえ、検討の基本的考え方を次のとおりとしました。

- ◆「教育条件の改善」を目的とし、「子どもたちにとってより良い教育とは何か」に主眼を置くこと。
- ◆各地域における学校運営の課題を可視化して共有し、保護者や地域住民など、関係者の合意形成を図りながら進めること。

(3) 学校規模適正化検討委員会における検討

令和3年10月に設置された「高根沢町学校規模適正化検討委員会」では、町からの諮問を受けて「学校の適正規模、適正配置及び通学区域等に関すること」についての審議検討を行いました。

また、小学校の学区ごとに「学校規模適正化に関する公聴会」を計6回開催して意見徴収を行うとともに、保護者、教職員、住民に対するアンケート調査を実施しました。

「高根沢町学校規模適正化検討委員会」では、計9回の会議を重ね、令和4年12月に、「高根沢町立学校の適正規模、適正配置及び通学区域等について（答申）」をとりまとめ、町へ答申しました。

(4) 計画（素案）の公表

町では、令和5年11月、高根沢町学校規模適正化検討委員会から答申された提言内容を踏まえ、今後の小中学校の統合、再編等についての町の考え方をとりまとめ、計画策定のたたき台として、「高根沢町学校規模適正化基本計画（素案）」を策定し、公表しました。

公表後、小学校の学区ごとに「学校規模適正化基本計画（素案）に関する公聴会」を計6回開催して保護者・住民等の意見を聴取するとともに、各学校の教職員の意見や、町ホームページ入力フォームでの意見、各学校の学校運営協議会での意見などを聴取し、それらを踏まえながら、町教育委員会定例会や総合教育会議において計画案の検討協議を進めてきました。

4 適正な学校規模の考え方（学級数の基準）

（1）国の示す学級数（学校規模）の基準

学校教育法施行規則（第41条）では、「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする」とし、「中学校に準用する」（同第79条）としています。

小・中学校の標準的な学級数	1学年当たりの標準的な学級数
12～18学級	小学校：2～3学級 中学校：4～6学級

（2）望ましい学級数の考え方

文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成27年）」では、「児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくことが重要であり、学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましい」と示されています。

	過小規模	小規模	適正規模
小学校	1～5学級	6～11学級	12～18学級
中学校	1～2学級	3～11学級	
規模の目安	複式学級が生じる	1学年1学級以上	全学年でクラス替えができる

そのため、小学校は、「複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であること、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましい」としています。

また、中学校は、「全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）であること、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも1学年3学級以上（9学級以上）を確保することが望ましい」としています。

（3）学級編製の基準

現在、栃木県では、小学校、中学校ともに1学級35人を上限に学級を編成しています。

（例）1学年35人の場合 ⇒ 1学級
1学年36人の場合 ⇒ 18人ずつ2学級

（4）複式学級の基準

複式学級となる人数の基準は次のとおりです。

小学校 : 2学年で16人以下
1年生を含む場合は8人以下
中学校 : 2学年で8人以下

5. 小規模校のメリット・デメリット

学級数が少ない学校や、学級における児童生徒数が少ない学校には、様々なメリット（よいところ）がありますが、反面、デメリットや課題もあります。小規模化が行き過ぎると、デメリットがメリットを上回ってしまうことから、学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいとされています。

	メリット	デメリット
学習面	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人に目が届きやすく、きめ細かな指導を行いやすい。 学校行事や部活動などにおいて、一人一人の活動機会を設定しやすく、活躍の場が多くなる。 施設や教材が余裕をもって使える。 体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な考え方に触れる機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 球技や合唱など、集団活動に制約が生じやすい。 多様な学習・指導形態をとりにくい。 クラブ活動、部活動の種類が限定される。
生活面	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒間の人間関係が深まりやすい。 学年内、異学年間の交流が生まれやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 人間関係や相互の評価が固定しやすい。 男女比に偏りが生じやすい。
学校運営面	<ul style="list-style-type: none"> 教職員間の意思疎通、連絡調整が図りやすい。 地域の協力により地域の教育資源を最大限に生かした活動が展開しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 経験や教科等の面で、バランスのとれた教員配置をとりにくい。 教員1人当たりの校務負担や役割が重くなり、指導に必要な準備・研修等の時間の確保が難しくなる。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 保護者・地域との連携が図りやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 遠足や卒業アルバム作成などでの保護者の経済的負担や、PTA活動等での保護者の負担が大きくなりやすい。

6 小規模小学校を統合した場合の児童数・学級数の推計（学校ごと・学年ごと）

■小規模小学校4校を2校に統合した場合の児童数・学級数の推計（小学校4校体制）

【学区別出生実数による短期推計】

- ・R7.5.1時点の児童数、出生数（実数）、学区から、小学校4校体制に統合した場合のR10年度～R13年度の児童数・学級数を推計したもの。
- ・令和9年度までの上高根沢小学校の小規模特認校制度利用者は、東小に異動した仮定で集計。
- ・中央小学校のうち阿中学区は阿小へ、北中学区は北小へ振り分けています。

○阿久津小学校 児童数

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
令和10年度	111	94	90	86	95	76	552
令和11年度	76	111	94	90	86	95	552
令和12年度	94	76	111	94	90	86	551
令和13年度	106	94	76	111	94	90	571

学級数

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
	4	3	3	3	3	3	19
	3	4	3	3	3	3	19
	3	3	4	3	3	3	19
	4	3	3	4	3	3	20

○統合校（東小・上高小） 児童数

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
令和10年度	18	25	24	24	18	35	144
令和11年度	16	18	25	24	24	18	125
令和12年度	18	16	18	25	24	24	125
令和13年度	12	18	16	18	25	24	113

学級数

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
	1	1	1	1	1	1	6
	1	1	1	1	1	1	6
	1	1	1	1	1	1	6
	1	1	1	1	1	1	6

○統合校（中央小・北小） 児童数

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
令和10年度	24	18	19	20	20	16	117
令和11年度	19	24	18	19	20	20	120
令和12年度	13	19	24	18	19	20	113
令和13年度	17	13	19	24	18	19	110

学級数

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
	1	1	1	1	1	1	6
	1	1	1	1	1	1	6
	1	1	1	1	1	1	6
	1	1	1	1	1	1	6

○西小学校 児童数

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
令和10年度	63	67	63	68	86	59	406
令和11年度	71	63	67	63	68	86	418
令和12年度	61	71	63	67	63	68	393
令和13年度	70	61	71	63	67	63	395

学級数

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
	2	2	2	2	3	2	13
	3	2	2	2	2	3	14
	2	3	2	2	2	2	13
	3	2	2	2	3	3	13

7 児童数の推移表（平成6年度～令和13年度）（令和8年度以降は学区別短期推計）

年度	阿小		中央小		東小		上高小				北小		西小		小学校 合計	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	小規模 特認	学区内	児童数合計	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
平成6年度	509	16	379	12	299	12			151	6	307	11	501	15	2,146	72
平成7年度	485	15	377	12	297	12			140	6	302	11	548	16	2,149	72
平成8年度	468	14	352	12	292	12			134	6	293	12	595	17	2,134	73
平成9年度	485	16	322	11	268	11			130	6	283	10	591	18	2,079	72
平成10年度	510	17	296	11	272	11			128	6	258	10	595	18	2,059	73
平成11年度	493	16	289	11	262	10			117	6	258	9	647	18	2,066	70
平成12年度	522	17	269	10	255	9			112	6	237	9	642	18	2,037	69
平成13年度	528	17	270	11	239	8			112	6	224	8	640	18	2,013	68
平成14年度	534	16	272	12	209	7			98	6	212	7	645	18	1,970	66
平成15年度	545	16	271	12	213	8			94	6	187	6	625	18	1,935	66
平成16年度	535	16	262	10	188	7			87	6	187	6	626	18	1,885	63
平成17年度	549	17	238	9	185	7			96	6	176	6	602	18	1,846	63
平成18年度	519	17	228	8	175	7			92	6	189	6	600	18	1,803	62
平成19年度	524	16	217	7	177	7			83	6	185	6	570	18	1,756	60
平成20年度	533	17	217	7	176	7			86	6	184	6	556	18	1,752	61
平成21年度	533	17	219	7	153	6			71	6	195	7	543	17	1,714	60
平成22年度	555	17	196	7	152	6			71	5	197	6	509	15	1,680	56
平成23年度	556	17	201	7	145	6	8	63	71	6	201	6	463	14	1,637	56
平成24年度	576	18	198	7	143	6	15	62	77	6	204	6	445	14	1,643	57
平成25年度	562	18	200	7	124	6	26	52	78	6	205	7	429	14	1,598	58
平成26年度	549	18	179	6	129	6	32	51	83	6	208	7	434	14	1,582	57
平成27年度	554	18	169	6	123	6	38	60	98	6	196	6	434	14	1,574	56
平成28年度	528	17	182	6	117	6	33	60	93	6	180	6	418	14	1,518	55
平成29年度	537	17	172	6	114	6	30	60	90	6	178	6	432	13	1,523	54
平成30年度	528	17	166	6	119	6	33	58	91	6	154	6	432	15	1,490	56
令和元年度	514	17	164	6	115	6	36	55	91	6	148	6	434	15	1,466	56
令和2年度	533	18	158	6	91	6	36	46	82	6	140	6	402	13	1,406	55
令和3年度	543	18	157	6	93	6	37	44	81	5	130	6	430	15	1,434	56
令和4年度	540	18	155	6	86	6	33	44	77	5	131	6	433	14	1,422	55
令和5年度	512	17	148	6	86	6	37	42	79	5	115	6	411	15	1,351	55
令和6年度	494	17	137	6	70	6	27	46	73	5	112	6	425	15	1,311	55
令和7年度	483	17	123	6	75	6	25	47	72	6	96	6	431	14	1,280	55
令和8年度	478	17	121	6	79	6	26	54	80	6	89	6	419	14	1,266	55
令和9年度	459	17	119	6	78	6	21	53	74	6	85	6	418	14	1,233	55
令和10年度	469	17	117	6	75	6	24	49	73	6	81	6	404	13	1,219	54
令和11年度	473	17	110	6	65	6	18	50	68	6	85	6	414	13	1,215	54
令和12年度	471	17	107	6	71	6	22	44	66	6	80	6	387	12	1,182	53
令和13年度	487	17	107	6	62	6	24	43	67	6	79	6	387	12	1,189	53

※平成6年度（西小開設）から令和7年度までは実数。（学校基本調査（5.1基準日）から）

※学級数は普通学級のみを記載。

※令和8年度以降はR7.5.1時点での出生数（実数）から推計し、児童生徒数を次年度にスライドさせたもの。中央小は中学進学時に学区で振分け。

※令和8年度以降の上高小学校の小規模特認校制度利用児童として、平均実績:1学年4名を加え、阿小から2名・西小から2名をそれぞれ減じて推計している。

※推計の児童生徒数・学級数は、私立・町外校や特別支援学級分の減少分を加味していない。